

ID: 126

担当部署: 町民環境課

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	柴田町営墓地条例 第7条		
例規番号	昭和55年条例第13号		
【基準】 第7条の規定による。 (使用の制限等) 第7条 町長は、使用者に対して墓地の維持管理に必要があると認めるときは、その使用に関し制限又は条件をつけ若しくは必要な措置を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日